

## 平成20年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成19年7月7日（月）午前10時00分  
場 所 宇都宮市役所14階 14D会議室

**平成20年第2回宇都宮市公平委員会次第**

- 平成20年7月7日（月）午前10時00分  
宇都宮市役所14階 14D会議室
- 開会
- 議事録署名委員の指定
- 議事日程の説明
- 日程第1  
議案第5号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
- 閉会

議案第 5 号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について

宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成 19 年 7 月 7 日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

# 登録事項の変更届

平成20年 6月 8日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 坂本 俊一



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のと

おり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1)役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の改選

3. 変更の事由が生じた日

平成20年5月30日

(別紙1)



## 役員選出証明書

公示日	平成20年4月21日	組合員総数	2,018	投票者数	1,336
投票日	平成20年5月 2日	投票場所	会員の所属する各学校		
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	有権者 総数		投票者 総数	

本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成20年5月30日

宇都宮市教職員協議会

平成20年度選挙管理委員長

水嶋 裕貴



平成20年4月21日

学校理事 各位

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 水嶋 裕貴



## 平成20年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示について

このことについて、別紙の通り公示しましたので、貴校会員への周知  
方よろしくお願ひいたします。

なお、本会役員の立候補に関する所定の届け出用紙は、宇都宮市立豊  
郷北小学校（選挙管理委員会事務局）にございますのでご請求ください。

また、立候補の締切は4月25日（金）午後4時までとし、選挙管理  
委員会事務局（宇都宮市立豊郷北小学校 齋藤正美）必着にて提出され  
るようお願いいたします。

なお、遅送が遅れる場合もあるようです。緊急の場合はFAX（豊郷  
北小 事務局 665-0244 宇教協専用）でお知らせください。

### 記

1. 立候補受付開始 平成20年4月23日（水）

2. 立候補受付締切 平成20年4月25日（金）午後4時まで

平成20年4月21日

## 平成20年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成20年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

記

1. 選挙期日 平成20年5月2日（金）
2. 役員及び人数  
    会長 1名  
    副会長 4名  
    事務局長 1名  
    事務局次長 4名  
    監事 3名

# 宇都宮市教職員協議会規約

## 第1章 総則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会といふ。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつきの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

## 第2章 組織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

## 第3章 機関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があつたとき、または理事会で必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを行ふ。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

#### 第4章 役 員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名
事 務 局 長	1名
事 務 局 次 長	4名
常 任 理 事	若干名
監 事	3名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし同一役職継続4年を越えることはできない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間二分の一未満の場合はこれを行わない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は会務を掌握し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

#### 第5章 事 務 局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録
- 4 会 計 簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

## 第6章 会 計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることに

よって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名することができる。

## 第8章 補 則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

## 付 記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

# 慶弔規定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合が生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より

適用する。

## 付 記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

# 宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受け付け、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができます。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。

## 宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

### (規約等の変更又は解散の届出)

**第4条** 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

## 地方公務員法 抄

### (職員団体の登録)

**第53条** 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略